

特記仕様書

1 安全・訓練等の実施について

現場の安全確保のため、工事着手後、月当り半日以上の時間を割り当て、作業従事者全員に対して次の事項を実施すること。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) 本工事内容の周知徹底
- (3) 本工事における災害対策訓練
- (4) 本工事現場で予想される事故の対策

2 安全・訓練等の実施報告について

実施報告書に写真及び参加者名簿を添付し、併せて、工事記録に記録し、工事完了時に報告すること。

3 あいくる材の率先利用について

リサイクル資材の率先利用を図るため、使用する資材は、あいくる材として認定されている資材の利用に努めること。

4 建設副産物等に関する提出物について

契約金額が 100 万円以上の時は、国土交通省のホームページにて「建設リサイクルデータ統合システム－CREIDAS－（最新版）を取得し、工事完了時に「再生資源利用計画書（実施書）」・「再生資源利用促進計画書（実施書）」を電子データと印刷した様式の 2 種類で提出すること。

参考：国土交通省ホームページ 「<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/recycle/index.html>」

5 建設業退職金共済制度の運用について

- (1) 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示すること。
- (2) 受注者は、自ら雇用する建設業退職金共済制度の対象労働者に係る共済証明書を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
- (3) 受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建設業退職金共済制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する制度対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入し、現物により交

付すること。

- (4) この制度の趣旨に該当しない場合は、その旨を監督員に文書により通知することによって、建設業共済組合への加入及び掛金収納書の提出を省くことができる。
- (5) 共済証紙の残数が明らかであることが資料で確認できる場合に限り、その使用を認める。

6 電子納品の運用について

電子情報の作成に係る基準等は、発注者が定める「安城市電子納品運用手順書」によるものとし、記載のない事項は監督員と協議し、その指示に従わなければならない。

7 統括安全衛生管理義務者の指名について

本工事の受注者は、統括安全衛生管理義務者を監督員に推薦することとし、その受領をもって指名されたものと見做すこととする。